

男鹿市公告第 9 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の
規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により
公告する。

令和 5 年 3 月 15 日

男鹿市長 菅 原 広 二

記

男鹿市農用地利用集積計画	55 件
・ 利用権移転	47 件
・ 所有権移転	8 件